

# 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を 改正する政令(案)の概要

平成 27 年 12 月 15 日  
厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

## 1. 改正の趣旨

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第7回締約国会議(平成27年5月)において、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル等が、新たに廃絶対象物質とすることが決定された。

これを受け、厚生労働省薬事・食品衛生審議会、経済産業省化学物質審議会及び環境省中央環境審議会で検討を行ったところ、当該2種類の化学物質は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に規定する第一種特定化学物質※相当と判断されたことから、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和49年政令第202号。以下「令」という。)」において、上記2種類の化学物質を第一種特定化学物質に追加指定する等、所要の改正を行うもの。

※第一種特定化学物質とは、難分解、高蓄積、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質で、令で規定している物質。第一種特定化学物質に規定されると、原則、製造・輸入・使用が禁止されるとともに、令で規定されている第一種特定化学物質を使用した製品の輸入が禁止される。

## 2. 改正の内容

### (1) 第一種特定化学物質の指定(令第1条)

新たに塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを第一種特定化学物質に追加指定する。

### (2) 第一種特定化学物質が使用されている輸入禁止製品の指定(令第7条)

第一種特定化学物質に追加指定する上記(1)の物質が使用されている以下の製品を輸入禁止製品に追加指定する。

#### ○塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン

- ・潤滑油及び切削油
- ・木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
- ・塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)

#### ○ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル

- ・木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
- ・防腐木材、防虫木材及びかび防止木材
- ・防腐合板、防虫合板及びかび防止合板
- ・にかわ

## 3. 今後のスケジュール(予定)

閣議:平成28年2月下旬

施行日:2. (1)については平成28年4月1日

2. (2)については平成28年10月1日

(以上)